

## 危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

昨今、危険ドラッグを吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生している。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因と見られる重大な交通事故の事案がたびたび報道されるなど、深刻な社会問題となっている。

危険ドラッグは、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されている。

厚生労働省は、省令を改正し昨年3月から包括指定と呼ばれる方法を導入し、化学構造が似た物質を一括で指定薬物として規制した。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚醒剤や大麻と同様、単純所持が禁止された。

しかし、指定薬物の指定には数カ月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側でいたちごっことなっている。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされている。

よって、国においては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化するよう、下記の事項について強く要望する。

### 記

- 1 インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること。
- 2 簡易鑑定ができる技術の開発を初め、鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の指定手続の簡素化を図ること。
- 3 薬物乱用や再使用防止のために、危険ドラッグの危険性の周知、相談体制・治療体制の整備を進めるとともに、学校における薬物乱用防止教育のさらなる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年9月30日

宇都宮市議会

内閣総理大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
国家公安委員会委員長  
衆・参両院議長

} あて